## 検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態!

民主化闘争情報[号外] 2010年3月24日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合) [No.101]

## JR総連の主張は信用できず!裁判所も説明不足を指摘!

前号で紹介したJR総連らが原告の「週刊現代裁判」の判決の内容について、引き続き 検証していきたい。裁判所は非常に興味深い指摘と判断を行っている。

そして、本件記事部分3(注: JR 総連・東労組が松崎氏の私的使用のために組合費を支出していると述べる部分)では、このようなコンドミニアム以外にも、松崎及びその家族がアメリカ合衆国ハワイ州と口市のコンドミニアムや東京都品川区と埼玉県小川町のマンションを購入したことも摘示されているが、被告西岡の調査によれば、これらの資産の価値が数千万円を超えるものとみられることからすると、被告西岡及びKにおいて、松崎らがこれらの資産も同じような方法で購入したと考えることもやむを得ないというべきである。したがって、被告西岡及びKが上記 (注:松崎が原告両組合の組合費やカンパを原資として複数の不動産を自己又はその家族の名義で購入したこと)の事実が真実であると信ずるについて相当の理由があったといわなければならない。

原告両組合(注:」R総連・東労組)は、上記払戻しの前に、松崎が本件口座に金銭を預け入れたから、松崎は自らの金銭を払い戻したにすぎないこと、そして、原告」R総連の国際委員会が上記捜索差押えの直後にこのような事実を発表していたことを挙げて、被告西岡及びKが上記の事実を真実であると信ずるについて相当の理由があるとはいえないと主張する。しかし、上記の通り、国際委員会は、松崎が所有する住宅を鉄福に売却した際の代金を本件口座で預かったと主張していたところ、売買代金を買主でも売主でもない者の預金口座に預けることが一般的に行われているとはいえず、しかも、証拠及び弁論の全趣旨によれば、国際委員会が配布した上記ビラにも、松崎が本件口座に金銭を預けたとの記載があるのみで、その理由については特に記載されていないことが認められ、国際交流委員会又は松崎等によって、鉄福から松崎に支払われた金銭を本件口座で預かった理由について十分かつ合理的な説明がされていなかったといえる。そうすると、被告西岡及びKにおいて、原告両組合が主張する事実を知っていたとしても、上記相当の理由があると認められることは妨げられないというべきである。

## 国際交流基金への入金理由は?」R総連は組合員に説明せよ!

判決は「No.99」で紹介したJR総連国際委員会の説明について、売買代金を買主でも売主でもない者の預金口座に預けることが一般的に行われているとはいえないこと、松崎氏の金銭を国際交流基金口座で預かった理由について合理的な説明がされていないことを指摘し、JR総連らの主張には信用性がないことを明確に述べている。松崎氏が「預けた金」かどうかもわからないのに、彼らの言い訳を信用できるはずもなかろう。

さらに、コナのコンドミニアム以外にも、松崎と家族がハワイ・ヒロのコンドミニアムや品川区と埼玉県小川町のマンションを購入し、資産価値が数千万円を超えるとみられることから、松崎氏らがこれらの資産についても組合費やカンパを原資に購入し、組織を私物化していたことについても真実であると信ずる相当の理由があったと判示している。

JR総連・東労組が自ら訴えた裁判で、反対に、松崎氏の組織私物化は真実だと信用する理由があるとの判断が下される形になった。彼らは「JR総連破壊の意志が貫徹された不当判決」として直ちに控訴した模様だが、判決を批判する前に、まず、組合員が納得できるよう事実を説明すべきである。判決には、他の争点についても興味深い判断が多数示されている。改めて検証を深めていくこととしたい。